

相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 5 月 2 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第 1 条 相模原市個人情報保護条例(平成 1 6 年相模原市条例第 2 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第 2 条第 3 号中「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第 1 6 条第 1 項第 1 号において同じ。)」を削り、同条中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号法」という。)第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 保有特定個人情報 特定個人情報であって、保有個人情報に該当するものをいう。

第 9 条の見出し中「利用」を「保有個人情報の利用」に改め、同条第 1 項中「、保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条から第 1 1 条までにおいて同じ。)」を加え、同条第 3 項中「当たる」を「資する」に改める。

第 1 2 条第 2 項中「き損」を「毀損」に改める。

第 1 4 条第 2 項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第 2 8 条第 2 項及び第 3 6 条第 2 項において同じ。)」を加える。

第 1 5 条第 2 項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあっては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第 2 5 条第 3 項、第 2 9 条第 2 項及び第 3 7 条第 2 項において同じ。)」を加える。

第16条第1号中「本人をいう」を「本人」に改め、「関する情報」の次に「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」を加え、同号ウ中「(昭和25年法律第261号)」を削り、同条第8号を次のように改める。

(8) 第14条第2項の規定による請求に係る本人に関する情報であつて、開示することが当該本人の利益に反すると認められるもの

第17条第2項中「規定による」を削る。

第18条中「に該当する情報」を「の情報」に改める。

第22条中「すべて」を「全て」に改める。

第24条第2項第1号中「同条第2号ただし書」を「第2号ただし書」に改める。

第31条第3項中「開示請求」を「開示請求に」に、「訂正請求」を「訂正請求に」に、「開示」を「開示に」に、「訂正」を「訂正に」に改め、「の決定」との次に「、「開示を」とあるのは「訂正を」と」を加える。

第36条第1項第1号中「定める」を「規定する」に、「とき、又は」を「とき、」に改め、「利用されているとき」の次に「、番号法第20条の規定によらないで収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定によらないで作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき」を加え、同項第2号中「第9条第1項」の次に「又は番号法第19条」を加える。

第39条第3項中「開示請求」を「開示請求に」に、「利用停止請求」を「利用停止請求に」に、「開示」を「開示に」に、「利用停止」を「利用停止に」に改め、「の決定」との次に「、「開示を」とあるのは「利用停止を」と」を加える。

第46条第2号中「を開示」を「の開示」に、「利用停止する」を「利用停止をする」に改め、「裁決(」及び「が当該」の次に「開示等に係る」を加える。

第52条第1項中「おける保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。)」を加える。

第53条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

第2条 相模原市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「から第11条まで」を「、第10条及び第11条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、保有特定個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を取扱目的の範囲を超えて利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第10条第1項中「前条第1項ただし書」を「第9条第1項ただし書」に改める。

第36条第1項第1号中「第9条第1項」の次に「若しくは第9条の2」を加える。

第3条 相模原市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第9条の2第2項本文中「、保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第23条第1項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。第34条第1項及び第3節において同じ。)」を加える。

第35条中「提供先」の次に「(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 第 2 条の規定 平成 2 8 年 1 月 1 日

(3) 第 3 条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日

(準備行為)

2 実施機関(第 1 条の規定による改正後の相模原市個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から保有している事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、この条例の施行の際同条第 4 号に規定する保有個人情報に該当することとなるもの(以下「個人事業情報」という。)又は同条第 6 号に規定する保有特定個人情報を取り扱う事務に係る新条例第 7 条第 3 項の規定による保有個人情報取扱事務登録簿への登録(登録した事項の変更を含む。)については、施行日前においても行うことができる。

3 実施機関は、個人事業情報について、新条例の規定による相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会からの意見の聴取を施行日前に行う必要がある場合は、施行日前においても同審議会の意見を聴くことができる。

提案の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)の施行に伴い、本市が保有する特定個人情報について、適正な取扱いを確保し、並びに開示、訂正及び利用停止を実施するための規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 6 0 号関係資料

相模原市個人情報保護条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 個人情報の定義に係る規定の改正(第 2 条関係)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号法」という。)の個人情報の定義には、事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれているが、相模原市個人情報保護条例(平成 1 6 年相模原市条例第 2 3 号。以下「条例」という。)の個人情報の定義には、これが含まれていないため、条例の個人情報の定義にこれを含めることとするもの

(2) 保有特定個人情報の利用の制限に係る規定の追加(第 9 条の 2 関係)

実施機関は、保有特定個人情報について、当該保有特定個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて利用してはならないこととするもの。ただし、人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)の利用により第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除き、保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)を収集したときの取扱目的の範囲を超えてこれを利用することができることとするもの

特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

保有特定個人情報

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもののうち、公文書に記録されているものをいう。

情報提供ネットワークシステム

国の機関と地方公共団体との間等で特定個人情報の授受をする際に使用するシステムをいう。

情報提供等記録

情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の授受をした場合における当該授受の記録をいう。

- (3) オンライン結合による保有特定個人情報の提供に係る規定の改正(第11条関係)

オンライン結合による保有個人情報の提供は、原則として行ってはならないこととしているが、保有特定個人情報については、これを行うことができることとするもの

オンライン結合

実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合する方法をいう。

- (4) 保有特定個人情報の開示請求等を行うことができる代理人の範囲に係る規定の改正(第14条、第28条及び第36条関係)

保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求は、本人のほか未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって行うことができることとしているが、保有特定個人情報については、本人がより容易に行うことができるよう本人の委任による代理人も行うことができることとするもの

- (5) 保有特定個人情報の利用停止の請求を行うことができる事由に係る規定の改正(第36条関係)

何人も、番号法又は条例の規定によらず、保有特定個人情報の利用、収集若しくは保管、特定個人情報ファイルへの記録又は提供がされていると思料するときは、当該保有特定個人情報の利用停止の請求を行うことができることとするもの。ただし、情報提供等記録については、利用停止の請求の対象外とするもの

特定個人情報ファイル

個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののうち、個人番号をその内容に含むものをいう。

- (6) 他の法令等の調整に係る規定の改正(第52条関係)

保有個人情報の開示に係る規定は、他の法令等の規定により公文書の閲覧又は縦覧の手続が定められている場合等は適用しないこととしているが、保有特定個人情報については、そのような場合等においても適用することとするもの

2 施行期日

- (1) 1 (1)、(3)、(4)、(5)(保有特定個人情報の利用に係る部分及び情報提供等記録に係る部分を除く。)及び(6)に係る規定 平成 2 7 年 1 0 月 5 日
- (2) 1 (2)(情報提供等記録に係る部分を除く。)及び(5)(保有特定個人情報の利用に係る部分に限る。)に係る規定 平成 2 8 年 1 月 1 日
- (3) 1 (2)(情報提供等記録に係る部分に限る。)及び(5)(情報提供等記録に係る部分に限る。)に係る規定 番号法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日(番号法の公布の日(平成 2 5 年 5 月 3 1 日)から起算して 4 年を超えない範囲内において政令で定める日)
- (4) 条例の改正に伴う準備行為に係る規定 公布の日

相模原市区の設置等に関する条例及び相模原市農業委員会の選挙区等に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市区の設置等に関する条例及び相模原市農業委員会の選挙区等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 5 月 2 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市区の設置等に関する条例及び相模原市農業委員会の選挙区等に関する条例の一部を改正する条例
(相模原市区の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市区の設置等に関する条例(平成 2 1 年相模原市条例第 3 5 号)の一部を次のように改正する。

別表緑区の項中「向原 1 丁目～ 3 丁目」を「向原 1 丁目～ 4 丁目」に改める。
(相模原市農業委員会の選挙区等に関する条例の一部改正)

第 2 条 相模原市農業委員会の選挙区等に関する条例(平成 2 1 年相模原市条例第 6 9 号)の一部を次のように改正する。

本則の表第 2 選挙区の項中「向原 1 丁目～ 3 丁目」を「向原 1 丁目～ 4 丁目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案の理由

川尻大島界土地区画整理事業の完了による字の区域の設定及び変更に伴い、緑区の区域及び農業委員会の第 2 選挙区の区域の変更をいたしたく提案するものである。

相模原市立診療所条例の一部を改正する条例について
相模原市立診療所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 5 月 2 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立診療所条例の一部を改正する条例
相模原市立診療所条例(平成 2 2 年相模原市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「日曜日」の次に「及び月曜日」を加える。

第 4 条第 1 項の表中

「	月曜日から木曜日ま で	「	火曜日から土曜日ま で	」
---	----------------	---	----------------	---

改め、金曜日及び土曜日の項を削る。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

相模原市立診療所の休診日及び診療時間に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 6 2 号関係資料

相模原市立診療所条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立診療所(青野原、千木良及び藤野の3診療所)の休診日及び診療時間の変更(第3条及び第4条関係)

	現 行		改正後	
	午前 9 時から 正 午 ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 正 午 ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで
月				
火				
水				
木				
金				
土				
日				

備考 表中の「 」は、診療時間であることを表す。

2 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

相模原市清掃施設条例の一部を改正する条例について
相模原市清掃施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 5 月 2 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市清掃施設条例の一部を改正する条例
相模原市清掃施設条例(昭和 3 7 年相模原市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

相模原市一般廃棄物処理施設の設置に関する条例

第 1 条を次のように改める。

(設置)

第 1 条 廃棄物を衛生的に処理するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号)第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設を設置する。

第 2 条中「清掃施設」を「一般廃棄物処理施設」に改め、同条の表相模原市東清掃事業所の項を削り、同表に次のように加える。

相模原市一般廃棄物最終処分場	相模原市南区麻溝台 3 4 1 2 番地 2
----------------	------------------------

第 3 条から第 6 条までを削る。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案の理由

相模原市東清掃事業所の廃止に伴う規定の削除、設置を規定する施設を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号)第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設とすることに伴う題名及び規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

案内図



施設の概要

位 置	相模原市南区古淵 5 丁目 3 3 番 1 号
敷地面積	21,808㎡

案内図



施設の概要

位 置	相模原市南区麻溝台 3 4 1 2 番地 2
敷地面積	9 8 , 3 7 9 m ²

相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例について
相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 5 月 29 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例
相模原市簡易水道条例(平成 18 年相模原市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改める。

第 17 条第 1 項中「概ね」を「おおむね」に改める。

第 25 条第 2 項第 3 号中「市長が」の次に「必要と」を加える。

別表第 1 牧野中央簡易水道の項中「堂地」の次に「、新和田」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案の理由

牧野中央簡易水道の給水区域を拡大することに伴う給水区域に係る規定の改正
その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 6 4 号関係資料

相模原市簡易水道条例の改正の概要

1 改正の内容

緑区牧野において、水道組合が運営する小規模水道を牧野中央簡易水道に統合するために給水区域に係る規定を改正するもの(別表第 1 関係)

統合する小規模水道の 名称	牧野中央簡易水道の 給水区域(字)
中尾日向	中尾
中尾林	中尾
中組	堂地
新和田	<small>あらわた</small> 新和田(追加)
新・新和田	新和田(追加)
田賀岡	篠原

備考 新和田及び新・新和田の小規模水道の統合後の給水区域を字新和田として追加し、中尾日向、中尾林、中組及び田賀岡の各小規模水道の統合後の給水区域は、既存の給水区域の字に含める。

2 施行期日

公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日

工事請負契約の変更について(津久井広域道路(仮称)荒匂大橋新設工事)

平成 24 年 3 月 26 日相模原市議会 3 月定例会において議案第 33 号として議決を経て契約し、同年 10 月 22 日、平成 25 年 4 月 24 日及び平成 26 年 1 月 31 日地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項として契約変更の専決処分を行い、同年 9 月 30 日相模原市議会 9 月定例会議において議案第 89 号として議決を経て契約変更を行った工事請負契約(津久井広域道路(仮称)荒匂大橋新設工事)について、履行期限「1, 220 日以内」を「1, 463 日以内」に変更する。

平成 27 年 5 月 29 日提出

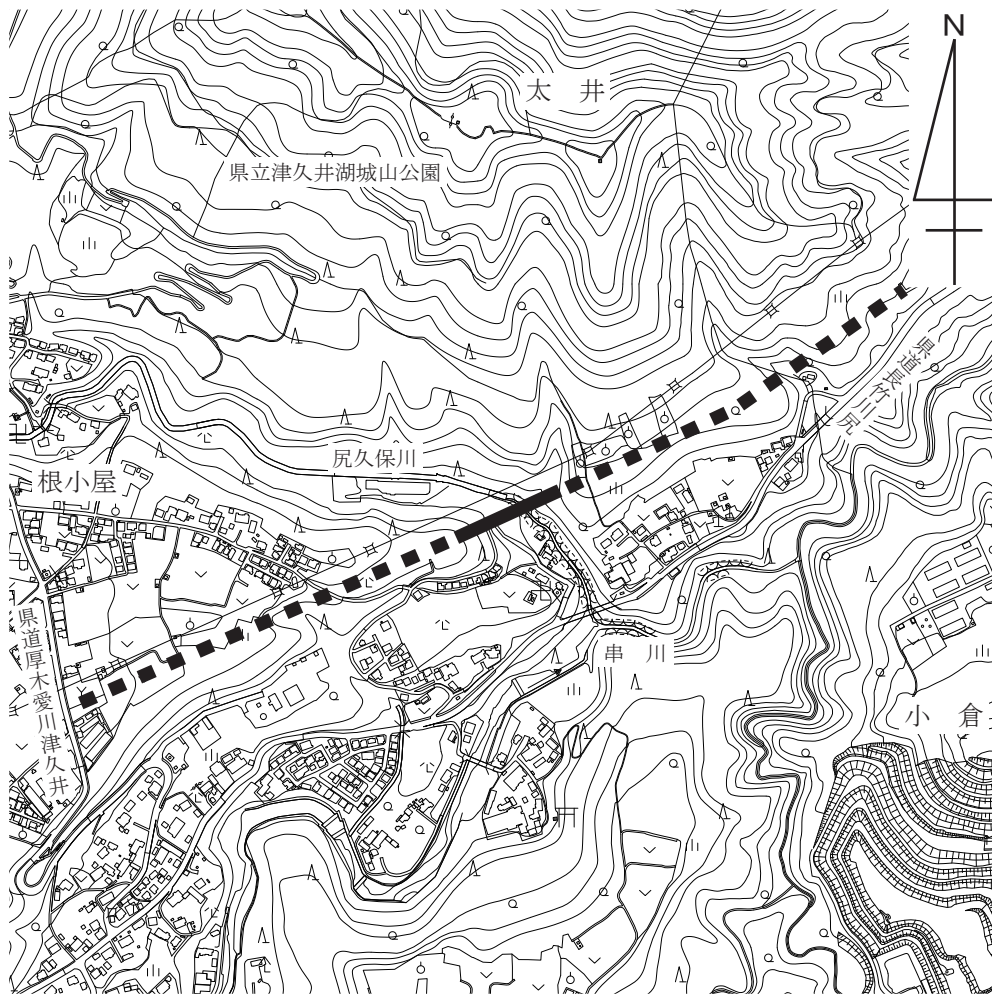
相模原市長 加山 俊夫

提案の理由

荒匂大橋に添架予定の水道管について、管理者であり工事を施工する神奈川県企業庁との協議の結果、施工方法、工事期間、時期等が確定したこと並びに首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の相模原インターチェンジと本橋との同時供用開始に向け、国土交通省が施工する工区及び隣接工区との全体工程を調整した結果、下り線を優先して工事を行うこととし、本工事の施工計画を見直す必要が生じたことから工事期間の延長が必要となった。

このため、履行期限の延長をいたしたく提案するものである。

案内図



凡例

 工事場所

議案第 6 5 号関係資料(その 2)

津久井広域道路(仮称)荒句大橋新設工事請負契約の概要

工 事 の 場 所	相模原市緑区根小屋 4 0 3 番 2 地先から根小屋 4 5 6 番 2 地先まで	
契 約 の 相 手 方	横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番地 6 7 熊谷組・丸豊建設・アコック共同企業体 代表者 株式会社熊谷組横浜営業所 所長 池 田 耕 也	
本契約締結年月日	平成 2 4 年 3 月 2 6 日	
契 約 金 額	1 , 8 8 3 , 2 7 0 , 5 1 6 円	
	変更前の履行期限	変更後の履行期限
	本契約締結の日から 1 , 2 2 0 日以内 (平成 2 7 年 7 月 2 9 日)	本契約締結の日から 1 , 4 6 3 日以内 (平成 2 8 年 3 月 2 8 日)

字の区域の設定及び変更について

本市の区域内の字の区域を別表のとおり設定し、及び変更する。

なお、設定及び変更の日は、川尻大島界土地区画整理事業に係る換地処分の公告があった日の翌日とする。

平成 27 年 5 月 29 日提出

相模原市長 加山 俊夫

提案の理由

川尻大島界土地区画整理事業に係る換地処分に当たり、本市の区域内の字の区域を設定し、及び変更する必要性が生じたため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により提案するものである。

別表

字の区域の設定及び変更調書		
設定する字名	左に包括される区域	
	字名	地番
緑区向原四丁目	緑区川尻字大島界	1 4 2 0 の 3、1 4 2 0 の 4、1 4 2 1 の 2、 1 4 2 6 の 1、1 4 2 6 の 2、1 4 2 6 の 4、 1 4 2 6 の 6、1 4 2 6 の 8、1 4 2 6 の 1 2、 1 4 2 7 の 1、1 4 2 7 の 2、1 4 2 8 の 1 から 1 4 2 8 の 8 まで、1 4 2 9 の 1 から 1 4 2 9 の 3 まで、1 4 2 9 の 5、1 4 2 9 の 6、1 4 3 0 の 1 から 1 4 3 0 の 4 まで、1 4 3 1 の 1 から 1 4 3 1 の 1 2 まで、1 4 3 1 の 1 6 から 1 4 3 1 の 2 3 ま で、1 4 3 2 の 1 から 1 4 3 2 の 4 まで、1 4 3 3 の 1 から 1 4 3 3 の 4 まで、1 4 3 4 の 1 から 1 4 3 4 の 5 まで、1 4 3 5、1 4 3 6 の 1 から 1 4 3 6 の 5 まで、1 4 3 7 の 1 から 1 4 3 7 の 3 まで、1 4 3 8 の 1 から 1 4 3 8 の 3 まで、 1 4 3 9 の 1 から 1 4 3 9 の 6 まで、1 4 4 0 の 1 から 1 4 4 0 の 6 まで、1 4 4 1 の 1、1 4 4 1 の 3、1 4 4 1 の 4、1 4 4 2 の 1、1 4 4 2 の 2、 1 4 4 2 の 4、1 4 4 2 の 5、1 4 4 3 の 1、 1 4 4 3 の 2、1 4 4 4、1 4 4 5 の 1、1 4 4 5 の 2、1 4 4 6 の 1 から 1 4 4 6 の 3 まで、 1 4 4 7 の 1 から 1 4 4 7 の 7 まで、1 4 4 8 の 1 から 1 4 4 8 の 3 まで、1 4 4 9 の 1 から 1 4 4 9 の 3 まで、1 4 5 0 の 1 から 1 4 5 0 の 3 まで、 1 4 5 1 の 1 から 1 4 5 1 の 4 まで、1 4 5 2、 1 4 5 3 の 1 から 1 4 5 3 の 3 まで、1 4 5 4、 1 4 5 5、1 4 5 6 の 1、1 4 5 6 の 2、 1 4 5 7、1 4 5 8 の 1、1 4 5 8 の 2、 1 4 5 9、1 4 6 0、1 4 6 1 の 1、1 4 6 1 の

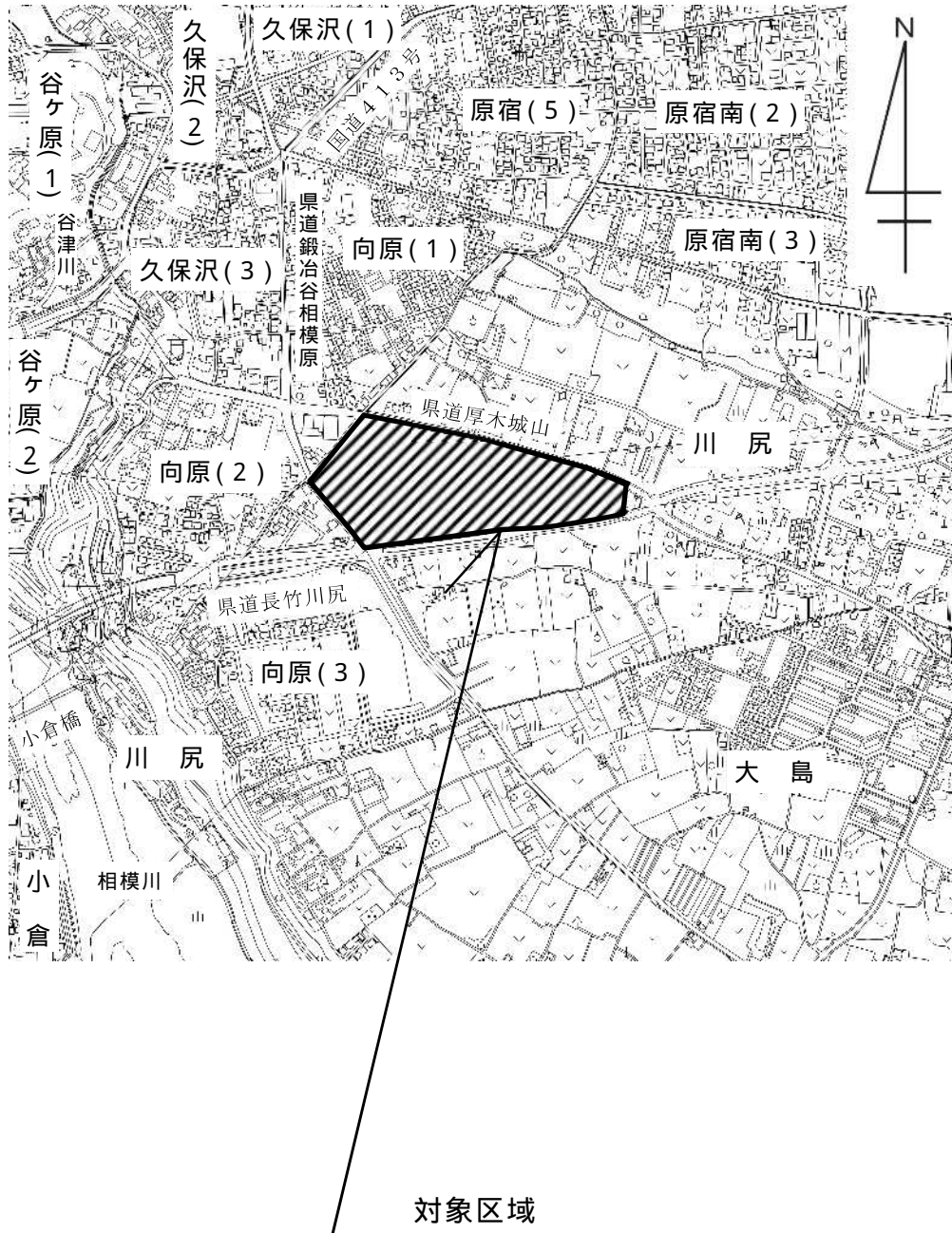
2、1462の1から1462の5まで、1463の1から1463の4まで、1464の1から1464の4まで、1465から1467まで、1468の1、1468の3、1469の2、1470の1、1470の2、1471の1から1471の3まで、1472の1、1472の2、1473の1から1473の3まで、1474の1から1474の4まで、1475の1から1475の4まで、1476の1から1476の7まで、1477の1から1477の7まで、1478の3から1478の13まで、1479の1から1479の6まで、1480の1から1480の6まで、1481の1から1481の4まで、1482の1から1482の8まで、1483の1から1483の7まで、1484の1、1484の2、1485の1から1485の3まで、1486の1、1486の2、1487の3、1488の2、1488の7、1489の1、1489の2、1490の1から1490の4まで、1491の1、1491の3、1492の1から1492の6まで、1493の1、1493の5、1493の6、1493の8、1494の1から1494の9まで、1495の1から1495の5まで、1496の1から1496の5まで、1497の1から1497の3まで、1497の13、1497の15、1497の16、1497の18、1497の19、1497の21から1497の23まで、1498の1、1498の6から1498の10まで、1498の13から1498の16まで、1499の1、1499の4から1499の6まで、1499の8、1499の

	<p>10、1499の12、1500の1、1500の2、1500の5、1500の7、1500の11から1500の13まで、1501の4、1502の1、1502の4、1502の6、1502の9、1512の2、1512の4、1512の6、1512の10、1513の3、1513の10 上記の区域に隣接介在する公有地の一部</p>
<p>緑区川尻字 山野</p>	<p>1660の6、1660の7、1660の10、1661の8、1661の9、1661の16、1662の7、1662の10、1662の11、1662の17、1662の18、1666の7、1666の9、1666の12、1667の7、1667の8、1667の15、1667の16、1668の8、1668の9、1668の11、1668の12、1669の3、1669の7から1669の10まで、1669の12、1672の3、1672の7、1672の8、1672の10、1673の7から1673の9まで、1673の11、1673の12、1674の3、1674の6から1674の8まで、1693の4から1693の8まで、1694の3、1694の4、1695の3から1695の6まで、1696の2、1696の3、1697の2、1697の3、1698の2、1698の3、1699の2、1699の3、1700の2、1700の3、1707の2、1707の3、1708の2、1708の3、1709の2、1709の4、1710の3から1710の5まで、1711の2、1711の3、1713の2、1713の3、1714の2、1714の3、1715の3、1715の4、1716の2、1716の4</p>

	上記の区域に隣接する公有地の一部
--	------------------

備考 上記の土地の表示は、平成27年4月9日現在の土地の登記事項証明書によるものである。

案内図



区域変更図



凡 例

-----	字 界
————	対 象 区 域
▨	字の区域の設定部分

川尻字大島界から向原四丁目に変更する区域
 川尻字山野から向原四丁目に変更する区域